



# 熊本県公報

第 1 2 4 8 3 号

平成 28 年 1 月 8 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録辞退・・・ (障がい者支援課) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定・・・ (高齢者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定・・・ (障がい者支援課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録・・・ (高齢者支援課) 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定・・・ (障がい者支援課) 3
- 保安林の指定に関する予定・・・ (森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定・・・ ( // ) 3
- 保安林の指定に関する予定・・・ ( // ) 4
- 保安林の指定に関する予定・・・ ( // ) 4
- 道路の区域変更・・・ (道路保全課) 4
- 道路の区域変更・・・ ( // ) 5
- 保安林の指定に関する予定・・・ (森林保全課) 5
- 保安林の指定に関する予定・・・ ( // ) 5
- 土砂災害警戒区域の指定・・・ (砂防課) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・・・ ( // ) 6
- 保安林の指定に関する予定・・・ (森林保全課) 10
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定・・・ (社会福祉課) 11
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の変更・・・ ( // ) 11
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の休止・・・ ( // ) 11
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退・・・ ( // ) 11
- 熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画・・・ (水産振興課) 12
- 道路の区域変更・・・ (道路保全課) 13
- 道路の供用開始・・・ ( // ) 13
- 熊本県庁舎で使用する電気の調達に係る入札の参加資格等・・・ (管財課) 14
- 熊本県農業研究センターで使用する電気の調達に係る入札の参加資格等・・・ ( // ) 14
- 平成 27 年度予算の要領・・・ (財政課) 15

### 公 告

- 土地改良区の解散認可・・・ (農村計画課) 30
- 土地改良区定款変更の認可・・・ ( // ) 30
- 平成 27 年度林業種苗生産事業者講習会の開催・・・ (森林整備課) 31
- 熊本都市計画地区計画の決定(益城町決定)・・・ (都市計画課) 31
- 土地改良区清算人の就任・・・ (農村計画課) 31
- 県営土地改良事業計画の決定・・・ ( // ) 32
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・ (建築課) 32
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・ ( // ) 32
- 農用地利用配分計画の認可申請・・・ (農地・農業振興課) 32
- 熊本県庁舎で使用する電気の調達に係る入札の実施・・・ (管財課) 33
- 熊本県農業研究センターで使用する電気の調達に係る入札の実施・・・ ( // ) 36
- 農用地利用配分計画の認可申請・・・ (農地・農業振興課) 40
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・ (建築課) 40
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・ ( // ) 40

### 登 載 依 頼

- 平成 27 年度第 1 回天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催・・・ (天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 41

### 正 誤

- 平成 27 年 1 2 月 1 5 日熊本県告示第 1 0 9 7 号(漁船保険義務加入区の指定)中・・・ (団体支援課) 41

**告 示**

**熊本県告示第 1 号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 6 第 2 項の規定により特定行為業務事業者の登録の辞退の届出があったので、同法附則第 2 0 条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により公示する。

平成 2 8 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	辞退年月日
合同会社サン・エムシー 熊本市南区孫代町 2 0 0 番 1 2 号	ケア 2 4 熊本おひさま 熊本市南区孫代町 2 0 0 番 1 2 号	4 3 2 2 0 0 0 3 2	平成 2 7 年 1 2 月 3 1 日

**熊本県告示第 2 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サンコーライフサポート	居宅介護支援事業所 和玄さくら	合志市須屋 1 9 4 - 1 1 0 4 号	平成 2 8 年 1 月 1 日	居宅介護支援

**熊本県告示第 3 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
よほう苑 菊池市隈府 5 6 9 ライトハウス	特定非営利活動法人 余芳舎 熊本市中央区京町本丁 8 番 1 2 号 今坂 晋典	自立訓練（生活訓練）	平成 2 8 年 1 月 1 日

**熊本県告示第 4 号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 2 8 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人千草会 山鹿市鹿央町合里 1 0 3 3 番地	地域密着型 特別養護老人ホームあいさと 山鹿市鹿央町合	4 3 1 1 0 0 2 7 5	平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

1	里 1 0 3 9 番地		
---	--------------	--	--

**熊本県告示第 5 号**

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 28 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
おひさま広場 人吉市鬼木町字小森 6 5 9 番地 1	株式会社 IDG Global 人吉市宝来町 1 2 8 4 番地 3 齊藤 日早子	平成 28 年 1 月 1 日	4350600070	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第 6 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 28 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字湯山字美尾谷 2 5 0 0 番 3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字美尾谷 2 5 0 0 番 3（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 7 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 28 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町四丁字廣見 4 1 6 番 2、4 2 0 番、4 3 0 番、4 3 1 番、字宮前 5 3 9 番、5 4 2 番、5 4 3 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字廣見 4 3 1 番・字宮前 5 3 9 番・5 4 2 番（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成28年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字後迫180番、182番2、183番から186番まで、187番3、187番5、190番、194番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字後迫180番・184番・186番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成28年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町岩野字柚の木谷2336番35、2336番39、2336番61から2336番63まで、2336番66、2347番27、2347番39、2347番67
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字柚の木谷2336番35・2336番61・2336番62・2336番66・2347番67（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年1月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町大字麻山字竹ノ迫	前	5.7 ～ 12.9	194.8	単道改
		同所	後	9.6 ～ 46.7		

2 区域を変更する期日 平成28年1月8日

**熊本県告示第11号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年1月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	部田見木 葉線	玉名郡玉東町大字上白木字鐘丸	前	7.7 ～ 31.5	171.2	防交安 (改築)
		同所 191番地先まで	後	11.2 ～ 30.4	171.2	

2 区域を変更する期日 平成28年1月8日

**熊本県告示第12号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成28年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字上長崎1344番1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第13号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成28年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市波野大字中江字中和田1594番、1594番1、1594番2、1595番、1598番、1600番から1602番まで、1603番1から1603番3まで、1604番、1614番から1616番まで、1618番、1621番、1640番

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第14号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長平越	天草市宮地岳町	別図 1 のとおり	土石流
長迫（長迫 1）	天草市宮地岳町	別図 2 のとおり	土石流
横野	天草市宮地岳町	別図 3 のとおり	土石流
仮保 1-8	天草市栢宇土町	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図 1 から別図 4 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 1 5 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
迫	天草市栢宇土町	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
久々山平床	天草市栢宇土町	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
上樫の美鶴（上樫の実鶴）	天草市宮地岳町	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
横野下	天草市宮地岳町	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
開野－1	天草市宮地岳町	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
開野－2	天草市宮地岳町	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
開野－3	天草市宮地岳町	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
開野－4	天草市宮地岳町	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり
長迫（長迫 2）	天草市宮地岳町	別図 9 のとおり	土石流	別図 9 のとおり
迫 2－1	天草市栢宇土町	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり
迫 2－2	天草市栢宇土町	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり
迫 2－3	天草市栢宇土町	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 のとおり

道目木湖北 2-1	天草市戸宇土町	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
道目木湖北 2-2	天草市戸宇土町	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
道目木湖西-1	天草市戸宇土町	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
道目木湖西-2	天草市戸宇土町	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
道目木湖西-3	天草市戸宇土町	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
道目木湖西-4	天草市戸宇土町	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
追 1-1	天草市戸宇土町	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
追 1-2	天草市戸宇土町	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
追 1-3	天草市戸宇土町	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
追 1-4	天草市戸宇土町	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
追 1-5	天草市戸宇土町	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
追 1-6	天草市戸宇土町	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
追 1-7	天草市戸宇土町	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
追 1-8	天草市戸宇土町	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
追 1-9	天草市戸宇土町	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
追 1-10	天草市戸宇土町	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
追 1-11	天草市戸宇土町	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
追 1-12	天草市戸宇土町	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
追 1-13	天草市戸宇土町	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
追 1-14	天草市戸宇土町	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
追 1-15	天草市戸宇土町	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
仮保 1-1	天草市戸宇土町	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
仮保 1-2	天草市戸宇土町	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
仮保 1-3	天草市戸宇土町	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり

仮保 1-4	天草市戸宇土町	別図 37 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 37 のとおり
仮保 1-5	天草市戸宇土町	別図 38 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 38 のとおり
仮保 1-6	天草市戸宇土町	別図 39 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 39 のとおり
仮保 1-7	天草市戸宇土町	別図 40 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 40 のとおり
仮保 1-9	天草市戸宇土町	別図 41 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 41 のとおり
仮保 1-10	天草市戸宇土町	別図 42 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 42 のとおり
仮保 1-11	天草市戸宇土町	別図 43 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 43 のとおり
仮保 1-12	天草市戸宇土町	別図 44 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 44 のとおり
仮保 2-1	天草市戸宇土町	別図 45 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 45 のとおり
仮保 2-2	天草市戸宇土町	別図 46 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 46 のとおり
仮保 2-3	天草市戸宇土町	別図 47 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 47 のとおり
仮保 2-4	天草市戸宇土町	別図 48 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 48 のとおり
仮保 2-5	天草市戸宇土町	別図 49 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 49 のとおり
仮保 2-6	天草市戸宇土町	別図 50 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 50 のとおり
仮保 2-7	天草市戸宇土町	別図 51 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 51 のとおり
仮保 2-8	天草市戸宇土町	別図 52 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 52 のとおり
仮保 2-9	天草市戸宇土町	別図 53 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 53 のとおり
仮保 3-1	天草市戸宇土町	別図 54 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 54 のとおり
仮保 3-2	天草市戸宇土町	別図 55 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 55 のとおり
仮保 3-3	天草市戸宇土町	別図 56 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 56 のとおり
仮保 3-4	天草市戸宇土町	別図 57 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 57 のとおり
仮保 3-5	天草市戸宇土町	別図 58 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 58 のとおり
長迫 1-1	天草市宮地岳町	別図 59 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 59 のとおり
長迫 1-2	天草市宮地岳町	別図 60 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 60 のとおり



長迫公民館北東－1	天草市宮地岳町	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
長迫公民館北東－2	天草市宮地岳町	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
長迫公民館北東－3	天草市宮地岳町	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
長迫公民館北東－4	天草市宮地岳町	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり
長迫公民館北東－5	天草市宮地岳町	別図 6 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 5 のとおり
長迫公民館北東－6	天草市宮地岳町	別図 6 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 6 のとおり
仏法寺東	天草市宮地岳町	別図 6 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 7 のとおり
長迫川奥－1	天草市宮地岳町	別図 6 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 8 のとおり
長迫川奥－2	天草市宮地岳町	別図 6 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 9 のとおり
長迫川奥－3	天草市宮地岳町	別図 7 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 0 のとおり
長迫川奥－4	天草市宮地岳町	別図 7 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 1 のとおり
長迫公民館北－1	天草市宮地岳町	別図 7 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 2 のとおり
長迫公民館北－2	天草市宮地岳町	別図 7 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 3 のとおり
長迫公民館北－3	天草市宮地岳町	別図 7 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 4 のとおり
長迫 2－1	天草市宮地岳町	別図 7 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 5 のとおり
長迫 2－2	天草市宮地岳町	別図 7 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 6 のとおり
長迫 2－3	天草市宮地岳町	別図 7 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 7 のとおり
長迫 2－4	天草市宮地岳町	別図 7 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 8 のとおり
長迫 2－5	天草市宮地岳町	別図 7 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 9 のとおり
長迫 2－6	天草市宮地岳町	別図 8 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 0 のとおり
長迫 2－7	天草市宮地岳町	別図 8 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 1 のとおり
迫 3－1	天草市栢宇土町	別図 8 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 2 のとおり
迫 3－2	天草市栢宇土町	別図 8 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 3 のとおり
道目木－1	天草市栢宇土町	別図 8 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 4 のとおり

道目木ー 2	天草市戸宇土町	別図 8 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 5 のとおり
門口橋西ー 1	天草市戸宇土町	別図 8 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 6 のとおり
門口橋西ー 2	天草市戸宇土町	別図 8 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 7 のとおり
門口橋西ー 3	天草市戸宇土町	別図 8 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 8 のとおり
村 1ー 1	天草市宮地岳町	別図 8 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 9 のとおり
村 1ー 2	天草市宮地岳町	別図 9 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 0 のとおり
村 1ー 3	天草市宮地岳町	別図 9 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 1 のとおり
村 1ー 4	天草市宮地岳町	別図 9 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 2 のとおり
道目木口ー 1	天草市戸宇土町	別図 9 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 3 のとおり
道目木口ー 2	天草市戸宇土町	別図 9 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 4 のとおり
道目木口ー 3	天草市戸宇土町	別図 9 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 5 のとおり
亀川右岸	天草市戸宇土町	別図 9 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 6 のとおり
海老宇土ー 1	天草市戸宇土町	別図 9 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 7 のとおり
海老宇土ー 2	天草市戸宇土町	別図 9 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 8 のとおり
海老宇土ー 3	天草市戸宇土町	別図 9 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 9 のとおり

(別図 1 から別図 9 9 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 1 6 号**

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。  
平成 2 8 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字田原 3 7 番 1 1 (次の図に示す部分に限る。)、3 7 番 1 0
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字田原 3 7 番 1 1 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 17 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 28 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
やけいし歯科	上益城郡益城町福富 704	平成 27 年 11 月 1 日

**熊本県告示第 18 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 28 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（薬局）

医療機関の名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
そうごう薬局八代竹原店	名 称		平成 27 年 11 月 1 日
	ひばり薬局	そうごう薬局八代竹原店	

**熊本県告示第 19 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 28 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
野ばら診療所	荒尾市野原 1585-9	平成 27 年 9 月 30 日
島田産婦人科医院	八代市鏡町鏡村 1103-1	平成 27 年 11 月 1 日
菅海明堂医院	玉名市大浜町 735	平成 27 年 5 月 26 日
佐々木内科	天草市牛深町 2061-2	平成 27 年 7 月 21 日
吉成外科内科医院	下益城郡美里町永富 41	平成 27 年 10 月 1 日

**熊本県告示第 20 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（

平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から指定の辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成28年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
本渡クリニック	本渡市亀場町亀川1654-1	平成27年9月30日
おぐに整形外科	阿蘇郡小国町宮原1771-1-1	平成27年6月30日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
六栄歯科診療所	玉名郡長洲町宮野275-1	平成27年4月1日
竹田歯科医院	八代市松江城町4-32	平成27年7月21日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
有限会社ハカタヤ薬局	宇土市本町1-56	平成27年3月31日

#### 熊本県告示第21号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成27年熊本県告示第592号)を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成28年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

#### 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供する役割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

我が国周辺水域における海洋生物資源については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位にとどまっている資源や、悪化している資源もみられる。本県海域における海洋生物資源についても同様の傾向にあるものがみられ、地域の経済発展に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このようなことから、本県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を中心に、多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきている。

今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画(法第3条第1項に規定する「基本計画」をいう。以下同じ。)により決定された漁獲可能量(法第2条第2項に規定する「漁獲可能量」をいう。以下同じ。)の都道府県別の数量について、次の方針により適切な措置を講じることとする。

- (1) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源(法第2条第6項に規定する「第一種特定海洋生物資源」をいう。以下同じ。)の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。
- (2) 基本計画により定められた本県の漁獲可能量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国や関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (3) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来の資源管理型漁業等を推進していくこととする。
- (4) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、法第13条第2項の規定に基づ

- く協定制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項
- (1) 第一種特定海洋生物資源の平成27年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
- 【まあじ】  
平成27年1月から同年12月まで 若干
- 【まいわし】  
平成27年1月から同年12月まで 若干
- 【まさば及びごまさば】  
平成27年7月から平成28年6月まで 若干
- (2) 第一種特定海洋生物資源の平成28年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
- 【まあじ】  
平成28年1月から同年12月まで 若干
- 【まいわし】  
平成28年1月から同年12月まで 若干
- 【まさば及びごまさば】  
平成28年7月から平成29年6月まで
- まさば及びごまさばの管理量については、管理対象となる期間が開始する前までに設定する。
- 3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
- 【まあじ、まいわし、まさば及びごまさば】  
中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数を現状どおりとする等、従来と同様の操業規制を実施し、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
- 4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実及び強化をさらに進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

熊本県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年1月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡相良村大字深水字宮田 855番8地先から 球磨郡相良村大字深水字大堤 2493番1地先まで	前	10.2 ～ 14.6	124.8	防交 安 (交 通 安 全)
			後	13.8 ～ 33.1		

2 区域を変更する期日 平成28年1月8日

熊本県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年1月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町百済来上 1 4 8 0 番 3 地先から 同所 1 4 8 0 地番 3 地先まで	36.0	活力基盤 改築
		八代市坂本町百済来上 2 4 3 0 番 1 地先から 同所 2 4 3 2 番地先まで	68.0	

2 供用を開始する期日 平成 2 8 年 1 月 8 日

**熊本県告示第 2 4 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 8 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県庁舎で使用する電気

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

告示の日から平成 2 8 年 1 月 2 2 日（金）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 2 9 年 1 0 月 1 日から平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日（閉庁日を除く。）まで行う。

**熊本県告示第 2 5 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 8 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県農業研究センターで使用する電気

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

### 3 入札参加資格を得るための申請方法等

#### (1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

#### (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

#### (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

告示の日から平成28年1月22日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

#### (4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

#### (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。

#### (6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日（閉庁日を除く。）まで行う。

### 熊本県告示第26号

平成27年度熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が熊本県議会平成27年12月定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

平成28年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

### 平成27年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

平成27年度熊本県の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,678,836千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ764,988,137千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### （繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

#### （債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

#### （地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		<b>114,607,093</b>	<b>886,430</b>	<b>115,493,523</b>
	1 国庫負担金	44,747,073	1,156,815	45,903,888
	2 国庫補助金	67,559,832	△ 270,385	67,289,447
2 財産収入		<b>1,492,680</b>	<b>9,802</b>	<b>1,502,482</b>
	1 財産売払収入	467,023	9,802	476,825
3 繰入金		<b>41,887,677</b>	<b>1,159,025</b>	<b>43,046,702</b>
	1 基金繰入金	41,117,919	1,159,025	42,276,944
4 繰越金		<b>1,926,718</b>	<b>513,493</b>	<b>2,440,211</b>
	1 繰越金	1,926,718	513,493	2,440,211
5 諸収入		<b>34,170,909</b>	<b>26,086</b>	<b>34,196,995</b>
	1 雑入	6,992,127	26,086	7,018,213
6 県債		<b>97,524,000</b>	<b>84,000</b>	<b>97,608,000</b>
	1 県債	97,524,000	84,000	97,608,000
歳入合計		<b>762,309,301</b>	<b>2,678,836</b>	<b>764,988,137</b>



歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		<b>94,970,036</b>	<b>403,517</b>	<b>95,373,553</b>
	1 社会福祉費	64,781,829	1,590	64,783,419
	2 児童福祉費	25,204,414	401,927	25,606,341
2 衛 生 費		<b>58,263,347</b>	<b>658,326</b>	<b>58,921,673</b>
	1 公衆衛生費	40,612,067	673,863	41,285,930
	2 環境衛生費	14,737,099	24,346	14,761,445
	3 医 薬 費	1,291,025	△ 39,883	1,251,142
3 農 水 産 業 林 費		<b>64,354,862</b>	<b>1,299,156</b>	<b>65,654,018</b>
	1 農 業 費	18,584,331	1,253,554	19,837,885
	2 林 業 費	15,754,490	45,602	15,800,092
4 警 察 費		<b>38,008,402</b>	<b>19,573</b>	<b>38,027,975</b>
	1 警察活動費	3,980,256	19,573	3,999,829
5 災 害 復 旧 費		<b>7,896,561</b>	<b>298,264</b>	<b>8,194,825</b>
	1 農林水産業 災害復旧費	1,970,499	205,388	2,175,887

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 土 木 災 害 費 復 旧	5,324,697	74,945	5,399,642
	3 総 務 災 害 費 復 旧	6,000	17,931	23,931
歳 出 合 計		762,309,301	2,678,836	764,988,137

第 2 表 繰越明許費

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 1,989,000
	1 企 画 費	181,000
	2 防 災 費	1,808,000
2 民 生 費		1,508,000
	1 社 会 福 祉 費	1,508,000
3 衛 生 費		735,000
	1 公 衆 衛 生 費	300,000
	2 環 境 衛 生 費	435,000
4 農 林 水 産 業 費		11,699,000
	1 農 業 費	866,000
	2 畜 産 業 費	685,000
	3 農 地 費	2,925,000
	4 林 業 費	5,644,000
	5 水 産 業 費	1,579,000
5 商 工 費		101,000
	1 工 鉱 業 費	32,000
	2 観 光 費	69,000
6 土 木 費		31,082,000

款	項	金 額
		千円
	1 土 木 管 理 費	182,000
	2 道 路 橋 り よ う 費	12,824,000
	3 河 川 海 岸 費	14,895,000
	4 港 湾 費	1,366,000
	5 都 市 計 画 費	1,272,000
	6 住 宅 費	543,000
7 警 察 費		18,000
	1 警 察 活 動 費	18,000
8 教 育 費		1,198,000
	1 教 育 総 務 費	163,000
	2 高 等 学 校 費	903,000
	3 特 別 支 援 学 校 費	132,000
9 災 害 復 旧 費		3,920,000
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	808,000
	2 土 木 災 害 復 旧 費	2,821,000
	3 教 育 災 害 復 旧 費	276,000
	4 商 工 災 害 復 旧 費	15,000
合	計	52,250,000

## 第3表 債務負担行為補正

## 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 秘書事務委託業務	平成28年度 ～平成30年度	千円 103,300
	年次別内訳 平成28年度 平成29年度 平成30年度	33,920 34,690 34,690
2 広報関係業務	平成28年度	47,811
3 首都圏広報業務	平成28年度	9,885
4 玉名総合庁舎空調設備改修事業 玉 名 市	平成28年度	167,713
5 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	平成28年度	126,419
6 保健・医療・福祉関係業務	平成28年度	245,936
7 大気汚染監視業務	平成28年度	2,768
8 海域水質環境調査業務	平成28年度	15,531
9 しごと相談・支援センター関係業務	平成28年度	10,863
10 阿蘇火山活動営農対策降灰分析調査業務	平成28年度	3,637
11 治山事業	平成28年度	37,000
12 水産環境整備事業	平成28年度	410,000
13 漁港建設管理費	平成28年度	5,000

事 項	期 間	限 度 額
14 水産物供給基盤機能保全事業	平成28年度	千円 100,000
15 伝統工芸館管理運営業務	平成28年度 ～平成32年度	396,841
	年次別内訳	
	平成28年度	78,209
	平成29年度	79,658
	平成30年度	79,658
	平成31年度	79,658
	平成32年度	79,658
16 熊本産業展示場中央監視設備改修事業 益 城 町	平成28年度	168,000
17 観光統計パラメータ調査事業	平成28年度	4,475
18 建設単価調査業務	平成28年度	21,130
19 県有施設保全改修費	平成28年度	57,000
20 道路維持費	平成28年度	352,000
21 道路新設改良費	平成28年度	1,457,300
22 橋りょう維持費	平成28年度	220,000
23 治水堤防費	平成28年度	152,300
24 河川掘削事業費	平成28年度	30,000
25 河川改良費	平成28年度	68,000
26 砂防費	平成28年度	44,000

事 項	期 間	限 度 額
27 阿蘇山降灰量調査業務	平成28年度	千円 6,466
28 海岸保全費	平成28年度	12,000
29 港湾建設費	平成28年度	645,000
30 警察関係業務	平成28年度	433,230
31 ほほえみスクールライフ支援事業	平成28年度	36,050
32 私学特別支援相談員派遣事業	平成28年度	6,610
33 熊本時習館海外チャレンジ推進事業	平成28年度	5,518
34 阿蘇中央高校清峰校舎畜産浄化槽設備改修事業 阿 蘇 市	平成28年度	61,288
35 八代清流高校屋外排水設備改修事業 八 代 市	平成28年度	87,927
36 黒石原支援学校床暖房設備等改修事業 合 志 市	平成28年度	124,512
37 県立高等学校再編・統合施設整備事業 あさぎり町	平成28年度	4,270
38 県立美術館分館管理運營業務	平成28年度 ～平成30年度	122,529
	年次別内訳	
	平成28年度	40,345
	平成29年度	41,092
	平成30年度	41,092
39 県立美術館本館改修事業 熊 本 市	平成28年度	352,086

事 項	期 間	限 度 額
40 給食業務	平成28年度 ～平成30年度	千円 102,304
	年次別内訳	
	平成28年度	75,310
平成29年度	13,497	
平成30年度	13,497	



2 変 更				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 県有施設等管理業務	平成28年度 ～平成29年度	千円 68	平成28年度 ～平成32年度	千円 4,147,786
	年次別内訳 平成28年度 平成29年度	34 34	年次別内訳 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度	2,707,518 708,790 715,970 7,754 7,754
2 情報処理関連業務	平成28年度 ～平成32年度	72,238	平成28年度 ～平成32年度	758,865
	年次別内訳 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度	56,457 8,435 4,158 2,732 456	年次別内訳 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度	448,202 155,876 151,599 2,732 456
3 事務機器等賃借	平成28年度 ～平成34年度	1,780,558	平成28年度 ～平成34年度	1,786,457
	年次別内訳 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度	397,978 376,111 375,616 375,616 245,707 8,178 1,352	年次別内訳 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度	399,141 377,295 376,800 376,800 246,891 8,178 1,352

第 4 表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>林 道 災 害 現 年 発 生 国 補 助 事 業 費</p>	<p>千円 7,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他</p>	<p>年5.0% 以 内</p>	<p>据置期間を含め 30年以内</p>
<p>公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費</p>	<p>33,000</p>	<p>(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>40,000</p>			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
単県治山事業費	千円 175,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円 208,000	(補 正 前 に 同 じ)		
警察施設 整備事業費	256,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			267,000			
計	431,000				475,000			

平成27年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 繰越明許費		
款	項	金額
		千円
1 土 木 費		397,000
	1 港 湾 費	397,000
合 計		397,000

第2表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成28年度	千円 9,893

## 平成27年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## （繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

## （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 繰越明許費		
款	項	金額
		千円
1 土 木 費		403,000
	1 流域下水道費	403,000
合	計	403,000

第2表 債務負担行為補正			
追 加			
事	項	期 間	限 度 額
1	熊本北部流域下水道水質法定検査業務	平成28年度	千円 3,853
2	球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	平成28年度	4,096
3	八代北部流域下水道水質法定検査業務	平成28年度	4,004

平成 2 7 年度熊本県電気事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 7 年度熊本県電気事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
企業局所有施設等管理業務	平成 2 8 年度	2,531

平成 2 7 年度熊本県病院事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 7 年度熊本県病院事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
庁舎等管理業務	平成 2 8 年度	44,920
医事業務	平成 2 8 年度	24,297

公 告

熊本県公告第 1 号

球磨郡多良木町に事務所を置く多良木町土地改良区理事長吉村守から申請のあった土地改良区の解散について、土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 6 7 条第 2 項の規定により平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日付けで認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。  
平成 2 8 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 2 号

下益城郡美里町に事務所を置く美里町土地改良区理事長上田泰弘から平成 2 7 年 1 2 月 7 日付けで申請のあった定款の変更については、平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日付けで認可したので、土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 3 0 条第 3 項の規定により公告する。  
平成 2 8 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第 3 号**

林業種苗法（昭和 4 5 年法律第 8 9 号）第 1 1 条第 1 項の規定により平成 2 7 年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令（昭和 4 5 年政令第 1 9 4 号）第 3 条の規定により公告する。

平成 2 8 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的  
種苗の生産事業を行おうとする者に対して、種苗の生産、流通等に関して必要な知識を修得させること。
- 2 開催の日時等
  - (1) 開催の日時  
平成 2 8 年 2 月 1 0 日（水） 午前 1 0 時
  - (2) 開催の場所及びその所在地  
熊本県林業研究指導所  
熊本市中央区黒髪八丁目 2 2 2 - 2
  - (3) 受付時間  
午前 9 時 3 0 分から午前 9 時 5 0 分まで
- 3 講習科目及び講習時間
  - (1) 種苗に関する法令 2 時間
  - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2 時間
  - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2 時間
- 4 受講申込方法  
所定の受講申込書に、林業種苗生産事業者講習手数料の額（1 4, 0 0 0 円）に相当する熊本県収入証紙及び写真を貼り付け、平成 2 8 年 1 月 2 0 日（水）までに熊本県農林水産部森林局森林整備課又は熊本県各広域本部地域振興局林務課に提出すること。  
なお、申込時に納入した講習手数料は、返還しない。
- 5 その他
  - (1) 講習科目の全課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
  - (2) 修了証明書を交付された者は、生産事業者の登録を受けることができる。
  - (3) 天災その他の理由により、開催日時、開催場所等を変更することがある。
  - (4) 不明な点は、熊本県農林水産部森林局森林整備課又は熊本県各広域本部地域振興局林務課に問い合わせること。

**熊本県公告第 4 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条第 1 項の規定により益城町から熊本都市計画地区計画（益城町砥川宮ノ本地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第 5 号**

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 6 8 条第 4 項において準用する同法第 1 8 条第 1 6 項の規定により平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日付けで解散を認可した多良木町土地改良区の清算人が次のとおり就任した旨の届出があったので、同法第 6 8 条第 4 項において準用する同法第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
吉村 守	球磨郡多良木町大字黒肥地 7 3 8 6 番地
吉川 敏朗	球磨郡多良木町大字久米 1 0 9 番地の 2
吉田 良一	球磨郡多良木町大字奥野 1 0 3 0 番地
尾方 敬次郎	球磨郡多良木町大字久米 3 3 3 番地
福屋 高	球磨郡多良木町大字久米 1 4 0 4 番地
柳原 繁美	球磨郡多良木町大字多良木 2 1 7 番地
湊田 十四勝	球磨郡多良木町大字多良木 1 5 1 0 番地
野島 康一	球磨郡多良木町大字久米 7 8 8 番地
吉村 征也	球磨郡多良木町大字黒肥地 5 6 7 5 番地の 3
田中 林平	球磨郡多良木町大字多良木 1 8 1 4 番地
田山 直実	球磨郡多良木町大字多良木 7 7 8 番地
川辺 富一	球磨郡多良木町大字奥野 1 1 5 2 番地

那須 長典	球磨郡多良木町大字久米1685番地
椎葉 洋行	球磨郡多良木町大字黒肥地4289番地
猪口 孝光	球磨郡多良木町大字黒肥地8570番地の5

**熊本県公告第6号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営芦水地区（桜野上場工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき告示し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成28年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称  
県営芦水地区（桜野上場工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成28年1月12日から平成28年2月8日まで
- 縦覧場所  
水俣市役所

**熊本県公告第7号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字中野4393番119、同4393番120、同4393番122、同4393番124及び同4393番125  
1, 436.77平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市西区新土河原一丁目1番19号  
有限会社下田不動産

**熊本県公告第8号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
阿蘇市黒川字英屋坂137番2、同137番5及び同138番2  
6, 391.05平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
東京都新宿区信濃町32番地  
創価学会

**熊本県公告第9号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年1月8日から同月21日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成28年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮田 昌明	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字所島字萱無田1166番ほか4筆
農事組合法人秋津営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町秋田字中須804番1
槌田 英昭	熊本市南区銭塘町	熊本市南区奥古閑町字新開4218番



		ほか5筆
林田 徳一	熊本市南区奥古閑町	熊本市南区奥古閑町字新開4216番 ほか1筆
成松 敬介	熊本市南区富合町平原	熊本市南区富合町榎津字大坪294番 ほか6筆
中澤 真也	熊本市南区城南町坂野	熊本市南区城南町坂野字大道下48番 1
橋 祐哉	熊本市南区城南町六田	熊本市南区城南町六田字瀬多尾19番 1ほか8筆
奥村 誠也	熊本市南区城南町宮地	熊本市南区城南町宮地字水洗213番 ほか2筆
本田 恭一	熊本市西区沖新町	熊本市西区沖新町字中園3661番ほ か6筆
前田 豊和	熊本市西区沖新町	熊本市西区沖新町字幸3341番ほか 12筆
有限会社グリーン ズ白石	熊本市南区孫代町	熊本市西区沖新町字幸3371番

2 申請年月日  
平成27年12月18日

**熊本県公告第10号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成28年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名  
熊本県庁舎で使用する電気
- (2) 予定数量  
9,799,000キロワット時
- (3) 調達物品に係る入札・契約担当部局  
熊本県総務部総務私学局管財課施設管理班
- (4) 調達物品の内容  
4(2)により取得する入札説明書及び仕様書による。
- (5) 調達期間（供給期間）  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (6) 供給場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁舎
- (7) 契約の種類  
単価契約
- (8) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に、県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (9) 入札金額  
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (10) 調達物品に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。

- (11) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間内に当該登録内容の変更が間に合わない場合もある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間  
公告の日から平成28年1月22日（金）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
- (3) 電気事業者として平成23年法律第108号）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の勧告を受けていない者であること。
- (4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.598キログラム以下であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 「電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）  
ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から平成28年2月1日（月）午後5時まで
- (4) 提出先  
1(3)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等

- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
1 (3)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年2月1日(月)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1 (3)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年2月18日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法  
ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年2月17日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。  
イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 平成28年2月18日(木)午前10時  
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部総務私学局管財課(熊本県庁行政棟本館2階)  
(ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時までに(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年2月17日(水)(必着)までに1 (3)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札  
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札  
カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。)を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3) に掲げる期限  
イ 提出場所 1 (3) に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他  
(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。  
(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ  
(1) 問合せ先  
ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。  
（本公告に係る入札・契約担当部局）  
熊本県総務部総務私学局管財課施設管理班  
電話番号 096-333-2089  
ファックス番号 096-384-3792  
イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010  
ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455  
(2) 受付時間  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary  
(1) Name and Content of Purchasing  
Electricity about 9,799,000 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government  
(2) Date and Place for tender:  
Date: February 18, 2016, 10:00 a.m.  
Place: Property Management Division room (Prefectural Government Main Building 2F)  
(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Property Management Division  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: +81-96-333-2089  
(4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

### 熊本県公告第 11 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。  
平成 28 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名  
熊本県農業研究センターで使用する電気
- (2) 予定数量  
2,499,420 キロワット時
- (3) 調達物品に係る入札・契約担当部局  
熊本県総務部総務私学局管財課施設管理班
- (4) 調達物品の内容  
4 (2) により取得する入札説明書及び仕様書による。

- (5) 調達期間（供給期間）  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (6) 供給場所  
合志市栄3801  
熊本県農業研究センター
- (7) 契約の種類  
単価契約
- (8) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札者による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に、県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (9) 入札金額  
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定金額は、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (10) 調達物品に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (11) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間内に当該登録内容の変更が間に合わない場合もある。  
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間  
イ 公告の日から平成28年1月22日（金）午後5時まで  
ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
エ 熊本県入札管理課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等  
エ 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- イ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の第1項の規定により一般電気事業者としての特種電気事業者としての特種電気事業者であること。
- (3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の勧告を受けていない者であること。
- (4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.598キログラム以下であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

## 3 入札参加のための確認申請

## (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

## (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

## (3) 提出期間

公告の日から平成28年2月1日（月）午後5時まで

## (4) 提出先

1(3)に掲げる入札・契約担当部局

## (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

## 4 入札手続等

## (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(3)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年2月1日（月）午後5時まで受け付ける。

## (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年2月18日（木）まで行う。

## (3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年2月17日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成28年2月18日（木）午後1時30分

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県総務部総務私学局管財課（熊本県庁行政棟本館2階）

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時までに(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年2月17日（水）（必着）までに1(3)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

## (4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

## (5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

## (6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札  
 イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
 ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
 エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札  
 オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札  
 カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札の中止等  
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法  
 開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金  
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
 要
- (2) 契約の締結期限  
 落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日をも定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3) に掲げる期限  
 イ 提出場所 1 (3) に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。  
 （本公告に係る入札・契約担当部局）  
 熊本県総務部総務私学局管財課施設管理班  
 電話番号 096-333-2089  
 ファックス番号 096-384-3792
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 電話番号 096-333-2581  
 ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
 くまもと県市町村電子入札コールセンター  
 電話番号 096-373-2032  
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Purchasing  
 Electricity about 2,499,420 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Kumamoto Prefectural Agricultural Research Center
- (2) Date and Place for tender:  
 Date: February 18, 2016, 1:30 p.m.  
 Place: Property Management Division room (Prefectural Government Main

- Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Property Management Division  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: +81-96-333-2089
- (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

**熊本県公告第 1 2 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 8 年 1 月 8 日から同月 2 1 日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
西田 義和	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字檜木 5 4 4 番
生田 敦士	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字深水字堀内 1 1 7 2 番 1 ほか 2 筆
岩坂 勝之	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字蜻木 3 6 1 2 番
福永 謙次	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字葉山 2 0 1 8 番 3 ほか 1 筆
内山 幸一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字起原 3 6 2 8 番 9 ほか 3 筆
小村 仁	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡錦町大字西字追瀬 7 7 0 番ほか 6 筆

2 申請年月日

平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日

**熊本県公告第 1 3 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 8 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

（3 工区）

上益城郡嘉島町大字鯨字皆根 1 8 7 1 番 1、同 1 8 7 1 番 2 の一部、同 1 8 7 1 番 3 の一部、同 1 8 7 2 番 1、同 1 8 7 2 番 2、同 1 8 7 3 番 1、同 1 8 7 3 番 2、同 1 8 7 3 番 6 及び同 1 8 7 4 番 5、6、9 8 4、9 6 平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

上益城郡嘉島町大字鯨 1 8 8 0 番地  
医療法人回生会

**熊本県公告第 1 4 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 8 年 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡益城町大字砥川字戸鼻崎 1 9 6 8 番、同 1 9 6 9 番、同 1 9 7 1 番 2、同 1 9 7 2 番、同 1 9 7 3 番、同字宮ノ本 1 9 9 6 番 1、同 1 9 9 6 番 2、同 1 9 9 7 番、同 1 9 9 8 番及び里道



- 2 4 1 5 . 0 3 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区東野一丁目 1 5 番 1 8 号  
株式会社みた商事

登載依頼

**天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号**

平成 2 7 年度第 1 回天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 2 8 年 1 月 8 日

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成 2 8 年 1 月 1 5 日（金）午後 3 時から
- 2 開催場所  
熊本県天草広域本部 会議棟 1 階 会議室（天草市今釜新町 3 5 3 0）
- 3 議題  
( 1 ) 救急告示医療機関の更新について  
( 2 ) その他
- 4 傍聴者の定員  
1 0 人
- 5 傍聴手続  
( 1 ) 傍聴希望者は、会議前日までに熊本県天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局に連絡し、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し事務局の指示に従って会場入室する。  
( 2 ) 傍聴の受付は、原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
天草市今釜新町 3 5 3 0  
天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県天草保健所総務企画課内 電話 0 9 6 9 - 2 3 - 0 1 7 2)

正 誤

平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日熊本県告示第 1 0 9 7 号（漁船保険義務加入区の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	3 5	天草郡苓北町	天草市苓北町